

フィンランドにおける 死因究明制度の概要について (海外調査研究概要報告)

警察庁刑事局捜査第一課

死因究明の根拠法令

死因究明法(社会保健省所管)

制度の特徴

警察が異常死死因究明調査の責任主体
当該調査は、犯罪捜査ではないものとして位置付け

警察が、令状なしで、法医解剖の指示、個人情報
(病歴等)の収集など強い権限

法医解剖率が高い: **全死体の24.4%(2008年)**
($24.4\% = 11,989(\text{法医解剖数}) / 49,090(\text{全死体数})$)

(参考)日本の解剖率: 1.4%

($1.4\% = 16,184(\text{解剖数}) / 1,144,000(\text{全死体数: 暫定値})$)

制度改正(2009年死因究明法等改正)の概要

制度改正前

法医解剖実施機関が2種類併存

- ・ 大学法医学教室(5か所)
- ・ 州政府法医(6州あるが常駐事務室は上記大学法医学教室)
それぞれが独立し、データの共有もなく、公衆衛生への還元が不十分

制度改正後

新設の国立健康福祉センター(THL)内に法医チーム(Forensic medicine unit)設置

- ・ 法医チームが全国の法医解剖実施機関を統合
- ・ 州政府法医はすべて法医チーム所属に身分変更
- ・ 大学法医学教室は、法医チームから受託して法医解剖実施
今後、統一された死因データベースの構築を目標

警察が死因究明調査すべき死亡(調査対象死体)

- 1 死因が不明又は医師の診察を受けずに死亡した場合
- 2 犯罪死
- 3 事故死
- 4 自殺
- 5 中毒死
- 6 職業病死
- 7 医療事故死
- 8 2から7のおそれのある死亡
- 9 軍役中・拘留所・刑務所での死亡
- 10 身元不明の死亡
- 11 予期しない死亡

ヘルシンキにおける死体取扱いの流れ

(1) 調査対象死体(法定)はすべて警察に通報

(2) 殺人捜査課が現場臨場、関係者聴取、病歴調査等の死因究明調査を実施

(3) 犯罪性有

(4) 犯罪捜査に移行。
法医調査の
手続は同一

(3) 不審点有

(4) 法医調査。THL
法医チームに指示、
法医解剖を実施

(3) 不審点無

(4) 病理調査。
警察が医師に
引き継ぎ

(5) 死因の特定(医師による死亡証明書の作成)

ヘルシンキ警察部の死因究明調査

警察の概要

ヘルシンキ市全域を管轄(管内人口約50万人)
職員数:約1,700人(うち警察官約1,300人)

死因究明担当部署

殺人捜査課(Homicide Unit)
(体制)73人(うち警察官68人)

死因究明調査

死亡の通報に対し、殺人捜査課の2名程度が現場臨場

年間臨場数:1268件

死因究明調査を実施

- ・ 死亡場所・死体発見現場等の調査
- ・ 遺族等関係者からの聴取、病歴等の調査
- ・ 法医解剖の指示(年間解剖数992体)

調査対象死体の解剖率:78.2%(992/1268)

フィンランドの法医解剖等について

法医解剖等の体制

解剖医の数

- ・ THL法医: 19名(大学法医学教室拠点)
- ・ 大学法医学教室解剖医: 12名(訓練医4名含む)

解剖場所(21か所)

- ・ 大学法医学教室(5か所)及び地方病院等(16か所)
- * 地方病院等は、THL法医が定期巡回して実施

解剖実施状況

- ・ 解剖医1名及び技術者1名が基本
- ・ 解剖医一人当たり平均年間解剖数: 約400体以上
- ・ 解剖一件当たり平均所要時間: 一時間程度

薬毒物検査(1か所)

- ヘルシンキ大学法医中毒学部門が全国分を受託実施
- * 2009年実績: 6900件(法医解剖死体比約57.6%)

死亡時画像診断

- 必要に応じレントゲンで実施する場合が多い。